

別紙

行政手続等における押印見直し基準

町民の利便性向上及び事務の効率化を図るため、次のとおり、行政手続等における押印を見直し及び町から発送する文書に係る公印の押印見直しを実施する。

1 行政手続等における押印見直し

遠軽町の権限で見直し可能なものは、原則「押印廃止」とする。

(1) 押印を必要とするもの

- ア 地方自治法第234条第5項により押印が義務付けられている契約書
- イ 法律、政令、省令、告示、通知等により押印が義務付けられているもの
- ウ 道の条例、規則、規程、要綱、要領等により押印が義務付けられているもの
- エ その他、法務局へ会社の設立登記を行う際に届け出た印鑑（代表者印）、印鑑登録制度においてした印鑑（実印）、銀行口座開設時に届け出た印鑑（銀行印）及びその他特定手続で使用するものとして登録した印鑑の押印を求めているもの

(2) 押印を廃止し署名が必要なもの

- ア 金銭等の給付を伴う申請書類（補助金関係書類等）で、本人以外に給付してしまうおそれがあるもの
- イ 誓約書、同意書、承諾書、委任状などの本人の意思確認を強く求めるもの
- ウ 診断書、意見書、証明書等の申請者以外が作成する書類で、当該書類の記載が作成者の意思によるものであることを担保する必要があるもの
- エ その他、署名しないことで、本人や第三者に不利益が生じるおそれがあるもの

(3) 押印を廃止し記名だけでよいもの

- ア 閲覧・縦覧の申請書、施設の利用申込書など、不特定の者が申請可能で、押印や署名を求めてまで本人確認をする必要がないもの
- イ 届出事項の変更など、単に事実・状況を把握することのみを目的とするもの
- ウ 申請等に係る一連の手続の過程で運転免許証その他公的明書書（パスポート、個人番号カード等）の提示等により本人確認が可能なもの
- エ その他、押印を求める必要性や実質的意義が乏しく、押印を廃止しても支障ないもの

2 公印の押印見直し

町が発送する文書について、公印を押印する文書を限定する。

(1) 公印を押印する文書

ア 許可、認可等の処分に関する文書（許可、認可等行政処分の文書など）

イ 特定の事実を証明するために交付する文書（証明書、登録書など）

ウ 権利義務又は法的地位に影響を及ぼす文書（契約書、督促状など）

エ 法令等の規定により押印が義務付けられている文書

オ その他特に押印が必要と認められる文書（法令に基づく調査・勧告、表彰状など）

(2) 公印を押印しない文書

次の文書は、原則、公印の押印を省略する。

照会文、通知文、依頼文、資料、刊行物等の送付書、案内状、挨拶状など